

法学部が大学コンソーシアム京都単位互換科目の履修を許可していない件について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2024年4月3日)

「全学共通科目履修の手引き」の「大学コンソーシアム京都単位互換科目について」のページによると、京都大学に10ある学部のうち、法学部だけが、単位互換科目の履修を許可していません。

法学部生にも履修を許可するよう、強く要望します。理由は以下の通りです。

- (1)総合人間・文・教育・経済・理・医・薬・工・農の9学部にも所属する学生と、法学部に所属する学生を区別する合理的理由に乏しいこと
- (2)大学コンソーシアム京都単位互換科目として開講される科目のうち、美術・芸術・芸能分野は、「本学の教育課程で不足している」分野とされており(2019年1月29日学生意見箱回答参照)、単位互換科目を履修できなければ、法学部生だけが、そのような分野を十分に学ぶ道を閉ざされてしまうこと
- (3)単位互換科目の履修によって美術・芸術・芸能分野の学識を身につけることは、「豊かな教養の涵養」を謳う法学部のアドミッションポリシー(法学部が望む学生像)に反さず、とりわけ教育面において、履修を許可しない理由が見当たらないこと
- (4)仮に、履修を許可しない目的が正当だとしても、学生の在籍年数、修得単位の状況、科目の内容、履修を希望する理由等を問わず、一律に履修を許可しない取り扱いは、相当性を欠くこと
- (5)仮に、履修を許可しない目的が正当だとしても、そのような目的は、総合人間・教育・経済・理・医・薬・工・農学部と同様に、「卒業に必要な単位として認定しない」取り扱いとすることで十分に達成できると考えられ、履修すら許可しない取り扱いは、相当性を欠くこと

仮に、本要望にもかかわらず、本取り扱いを継続することとした場合は、法学部だけが履修を許可していない理由(上記(1)から(5)のそれぞれに対する返答を含む。)をご教示いただきたいです。

【回答】(回答日:2024年4月19日)

(回答部署:法学部)

ご意見をありがとうございます。経緯を確認のうえ、次年度以降については改めて検討します。